



福島医発第 2487 号 (地)
令和 6 年 12 月 16 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

【最終案内】新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う
令和 6 年度における請求事務の取扱いについて

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の令和 6 年度における請求事務については、「新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う令和 6 年度における請求事務の取扱いについて (その 2)」(令和 6 年 10 月 16 日付け福島医発第 1981 号 (地)) でお示ししています。

同文書において、やむを得ず請求事務が所定の時期に間に合わなかった場合の対応は令和 6 年度限りとなっており、各都道府県における執行手続きの関係上、令和 7 年 1 月診療分の請求時期が最後の機会となるため、現時点で必要な請求事務が終了していない場合には、当該請求時期までに必ず請求事務を行うよう連絡しております。

今般、厚生労働省より日本医師会に対して【最終案内】として標記の事務連絡が発出され、本会に対しても別添のとおり連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、貴会会員に対し請求に際して下記をご参照いただき、遺漏なくご対応いただけるよう周知方よろしくお願いいたします。

記

- 対 象：新型コロナウイルス感染症患者等に対する公費支援分の請求
(令和 2 年度～令和 5 年度) ※令和 6 年 3 月 31 日診療分が最終
- 最終請求日：令和 7 年 1 月診療分での請求が必要
※レセプト提出期限の令和 7 年 2 月 10 日厳守
- 理 由：公費支援の財源である新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が令和 6 年度限りであるため。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

日医発第 1531 号（健Ⅱ）
令和 6 年 12 月 5 日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

笹 本 洋 一

【最終案内】新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う
令和 6 年度における請求事務の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の令和 6 年度のにおける請求事務については、「[新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う 令和 6 年度における請求事務の取扱いについて（その 2）](#)」日医発第 1172 号（健Ⅱ））でお示ししています。この中で、やむを得ず請求事務が所定の時期に間に合わなかった場合の対応は令和 6 年度限りとなっており、各都道府県における執行手続きの関係上、令和 7 年 1 月診療分の請求時期が最後の機会となるため、現時点で必要な請求事務が終了していない場合には、当該請求時期までに必ず請求事務を行うよう連絡しております。

今般、厚生労働省より本会に対して【最終案内】として標記の事務連絡がなされましたので、請求に際して下記参照方、遺漏なくご対応の程お願い申し上げます。

つきましては貴会におかれましても本件についてご丁知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方、ご高配のほどお願い申し上げます。

記

- 対象 : 新型コロナウイルス感染症患者等に対する公費支援分の請求
 (令和 2 年度～令和 5 年度) ※令和 6 年 3 月 31 日診療分が最終
- 最終請求日 : 令和 7 年 1 月診療分での請求が必要
 ※レセプト提出期限の令和 7 年 2 月 10 日厳守
- 理由 : 公費支援の財源である新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付
 金が令和 6 年度限りであるため。

事 務 連 絡
令和 6 年 1 2 月 5 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課

【最終案内】新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う
令和 6 年度における請求事務の取扱いについて

平素より、感染症対策等にご尽力、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の令和 6 年度における請求事務については、「新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う令和 6 年度における請求事務の取扱いについて（その 2）（令和 6 年 10 月 3 日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡）」により、速やかに行っていただくよう、周知方お願いさせていただいたところですが、請求時期が差し迫っていることから、改めて、下記について貴会会員さまへの周知方お願い致します。

記

○対象：新型コロナウイルス感染症患者等に対する公費支援分の請求
（令和 2 年度～令和 5 年度）

※令和 6 年 3 月 31 日診療分が最終

○最終請求日：令和 7 年 1 月診療分での請求が必要

※レセプト提出期限の令和 7 年 2 月 10 日厳守

○理由：公費支援の財源である新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が令和 6 年度限りであるため。